

北区を周遊！魅力発見事業 業務委託仕様書（案）

1. 業務名

北区を周遊！魅力発見事業 業務委託

2. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務の目的及び概要

本事業は、北区の多様性あふれる地域資源や特色をいかした魅力（歴史・文化等）を発見・体験し、北区への親しみや愛着を醸成することを目的として実施するものである。

本事業の概要は、北区中心部、御津・建部地域及び一宮・津高・高松・吉備・足守地域の歴史・文化的スポットを巡りながら、スマートフォン等を使用しキーワードを完成させた後に、景品の抽選に応募をしてもらう企画とする。

4. 委託業務の内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとする。

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

①参加者が楽しみながら北区の歴史や文化等の魅力が学べ、興味や理解が深まるコンセプトを提案すること。

②本事業の実実施計画（事業計画及びスケジュール等）を策定すること。

(2) 「岡山歴史のまちしるべ」を用いたモバイルキーワードラリーの実施

① 岡山市北区管内にある歴史・文化等の魅力を、「岡山歴史のまちしるべ」を巡りながら発見・体験するモバイルキーワードラリーを企画し実施すること。

※「岡山歴史のまちしるべ」とは

- ・地域の歴史・文化資産の由来等を、統一デザインの案内看板により紹介するもの
- ・別紙「岡山歴史のまちしるべ（北区一覧）」参照

※「モバイルキーワードラリー」とは

- ・スマートフォン等を用いて、キーワードの一部を集めながらスポットを巡り、文字が全部集まったら、1つのキーワードが完成する形式のもの

(ア) 実施時期 令和7年10月上旬～令和8年1月上旬の間の3ヶ月間程度

（具体的な事業実施時期については、岡山市と協議のうえ決定する。）

(イ) 実施場所 岡山市北区内（北区中心部、御津・建部地域及び一宮・津高・高松・吉備・足守地域等）

(ウ) 実施内容

企画制作に関する一切の業務

（周遊企画の作成、景品の購入及び発送など本企画の実施に関する一切の業務）

※上記内容に定めのない業務については、十分に協議の上、実施する。

② 本企画の実施に係る具体的な業務内容は次のとおりとする。

なお、以下に記載する本企画の実施に係る費用は全て当初の契約金額に含むものとする。

(ア) 周遊企画の策定

- ・岡山市北区（北区中心部、御津・建部地域及び一宮・津高・高松・吉備・足守地域等）

にある多様性あふれる地域資源や特色をいかした魅力（歴史・文化等）を、「岡山歴史のまちしるべ」を巡りながら発見・体験することができるものとする。

- ・既存アプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）またはWEBブラウザを活用する等、スマートフォン等で手軽に参加できる分かりやすい運用とすること。

(イ) 周遊コースの作成

- ・岡山市北区（北区中心部、御津・建部地域及び一宮・津高・高松・吉備・足守地域等）を巡る周遊コースを、それぞれの地域ごとに1コース（合計3コース）作成すること。
- ・周遊コースは、「岡山歴史のまちしるべ」を活用し、周遊スポットを1コースあたり5～7カ所設定すること。（周遊スポットについては、岡山市との協議により決定する。）
- ・対象となる「岡山歴史のまちしるべ」関係者への協力要請及び実施に関する説明は岡山市と協力して行うこと。

(ウ) モバイルキーワードラリーで使用するアプリまたはWEBブラウザ

- ・可能な限り多くの端末機種に対応可能なシステムとし、参加者が所有するスマートフォン等のウェブブラウザ上で使用できるようにすること。
- ・参加者が各周遊スポットを訪れ、その場でスマートフォン等を操作することでキーワードの一部を集める仕組みを提案すること。
- ・参加者が、各周遊コース内に設定された全ての周遊スポットを訪れ、キーワードの一部を集めると、「各周遊コースに関連したキーワード」が完成する仕組みとすること。
- ・ユーザー登録機能を用いることを可能とする。
- ・安定してモバイルキーワードラリーに参加できるように、アプリ等の不具合等が発生した場合には、迅速に対応すること。

(エ) 景品について

- ・「各周遊コースに関連したキーワード」を完成させた参加者が、景品の抽選に応募できるような仕組みとすること。
- ・モバイルキーワードラリー実施期間終了後、コースごとに応募者の抽選を行い、当選者に景品を送付すること。
- ・景品は、参加動機を刺激するような魅力的なものとし、景品の内容及び数量を提案すること。なお、景品は、提案内容を基に岡山市と協議のうえ決定する。
- ・抽選や景品の購入及び発送など景品が参加者に渡るまでの一連の業務は受託者にて実施すること。景品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送等）は、当初の契約金額に含むものとし、概ね15万円程度とする。なお、景品は、景品表示法の金額内とすること。
- ・個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡のみに利用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。なお、当選者一覧を作成し、岡山市へ提出すること。

【留意事項】

- ・参加者が楽しみながら北区の歴史や文化等の魅力が学べ、興味や理解が深まるようなものとし、参加意欲の向上を図る企画を構成し提案すること。
- ・モバイルキーワードラリーの実施に必要な備品（提案内容に応じ、QRコードを印刷したポスター、リーフレット、POPなど）がある場合には受託者にて準備すること。
- ・備品の設置にあたっては、岡山市北区役所総務・地域振興課及び関係各課等と十分に協議するとともに、施設管理者の了解を得るなどして設置すること。
- ・モバイルキーワードラリー終了後は受託者にて備品の撤去をすること。また、設置期間終了後、原状復帰を行うこと。
- ・備品の作成にあたっては、設置場所の景観、素材に配慮し、事前にデザイン案、素材案を

岡山市に提出し了承を得ること。

- ・設置期間中に備品にトラブルが生じた場合は対応すること。
- ・モバイルキーワードラリー参加方法等に関する問い合わせがあった際に対応すること。
- ・SNSでの投稿等、参加者による情報の拡散を図る仕組みを取り入れるように努めること。
- ・上記に記載の内容以外でも、さらなる集客が見込まれる等、より優れた企画については提案として認めることとする。

(3) ランディングページの制作

- ① (1) で策定した本業務におけるコンセプトに沿ったランディングページ（以下「LP」という。）を制作すること。
- ② LPは岡山市のホームページ (<https://www.city.okayama.jp>) との連携が可能な構成とすること。
- ③ LPはスマートフォン等のモバイル端末での表示に適した形式とすること。
- ④ 周遊コースを示した地図、本事業の概要（ルール、注意事項等を含む）を掲載すること。
- ⑤ 閲覧者が実際に訪れ体験したいと思えるようなLPの開設・運営を行うこととし、次の要件を満たすこと。
 - ・北区管内の歴史・文化等のスポットに関心を持ってもらえるように、スポットの一部の写真を掲載するなど、視覚的にも目を引くデザインとなるように工夫すること。
- ⑥ モバイルキーワードラリーに使用するアプリ等に遷移するQRコードもしくはURLを掲載すること。
- ⑦ LPの制作にあたっては、デザイン案を事前に岡山市に提出し、了承を得ること。
- ⑧ LPの制作・運営に必要なサーバー等のハードウェア、ネットワーク及びデータベース、ソフトウェア等は受託者が用意すること。また、保守・運営管理費用は全て当初の契約金額に含めること。

(4) リーフレット・ポスターの制作

(1) で策定した本業務における統一されたコンセプトに沿ったリーフレット及びポスターを制作することとし、次の要件を満たすこと。

- ・リーフレットはA4サイズを三つ折り、ポスターはB2サイズとし、その他の仕様は提案による。
- ・モバイルキーワードラリーの参加方法を記載すること。
- ・周遊コースと周遊スポットを示した地図、本事業の概要（ルール、注意事項等を含む）を掲載すること。
- ・LPを紹介するデザインとすること。
- ・QRコード等を掲載し、北区役所公式Instagramに誘導できる形式とすること。
- ・リーフレットを10,000部、ポスターを100部岡山市に納品すること。

(5) 効果的な情報発信の実施

① 委託業務における情報発信

受託者が作成するLP、リーフレット及びポスターを活用し、新聞、インターネット広告、SNS等を活用した効果的な情報発信企画を実施すること。また、実施にあたっては、積極的に本事業の周知を図り、多くの参加が見込めるよう努めること。

② 岡山市が以下の媒体を用いて情報発信を行うため、必要な画像の提供等に協力すること。

- (ア) 岡山市の広報紙「市民のひろば」
- (イ) 岡山市ホームページ

- (ウ) 岡山市北区役所公式インスタグラム
- (エ) 広告付行政情報案内モニター
- (オ) その他岡山市が運営するSNS

【留意事項】

- ・その他、情報発信力のあるデジタルサイネージ等を活用するなど、効果的な情報発信手段も検討すること。

(6) 効果測定

本事業の実施にあたって、キーワードを完成させた後にアンケートに答えた上で抽選に応募できるようにするなど、高い回収率が期待できるものとする。なお、アンケートの項目は岡山市と協議すること。

(7) その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案を企画提案書に記載すること。

5. 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

6. 協議

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。

また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

7. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

8. 知的財産権等

(1) 第三者ソフト及びフリーソフトの著作権等、この事業を実施するにあたり第三者が権利を有する著作物を利用するときは、受託者は、岡山市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に必要な一切の手続きを行うこと。

(2) 本業務で作成した全ての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

(3) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

(4) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

(5) 受託者は、本業務委託で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（映像、音楽、キャラクター、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

(6) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も使用許諾を得たうえで譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。

(8) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

10. 秘密の保持

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は岡山市に事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

(3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

11. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

12. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、岡山市に返還しなければならない。

13. 業務報告書

- (1) 受託者は、本業務終了時まで岡山市に業務報告書（参加者数等の分かるもの。アンケートの集計結果、把握した課題と今後の実施に向けた改善事項、その他事業者視点での事業の分析、記録写真など）を提出すること。提出する報告書は、すべて日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、3部提出すること。合わせて、ウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）による報告書データも1部提出すること。
- (2) 当該業務で制作したチラシ、LP等の制作物のデザインデータ及び素材データを収めたDVD-ROMを1部提出すること。
- (3) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上報告すること。

14. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。また、月に2回程度、進捗会議を開催し、専任担当者を参加させること。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。